



## 廃棄二輪車排出時のお願い事項

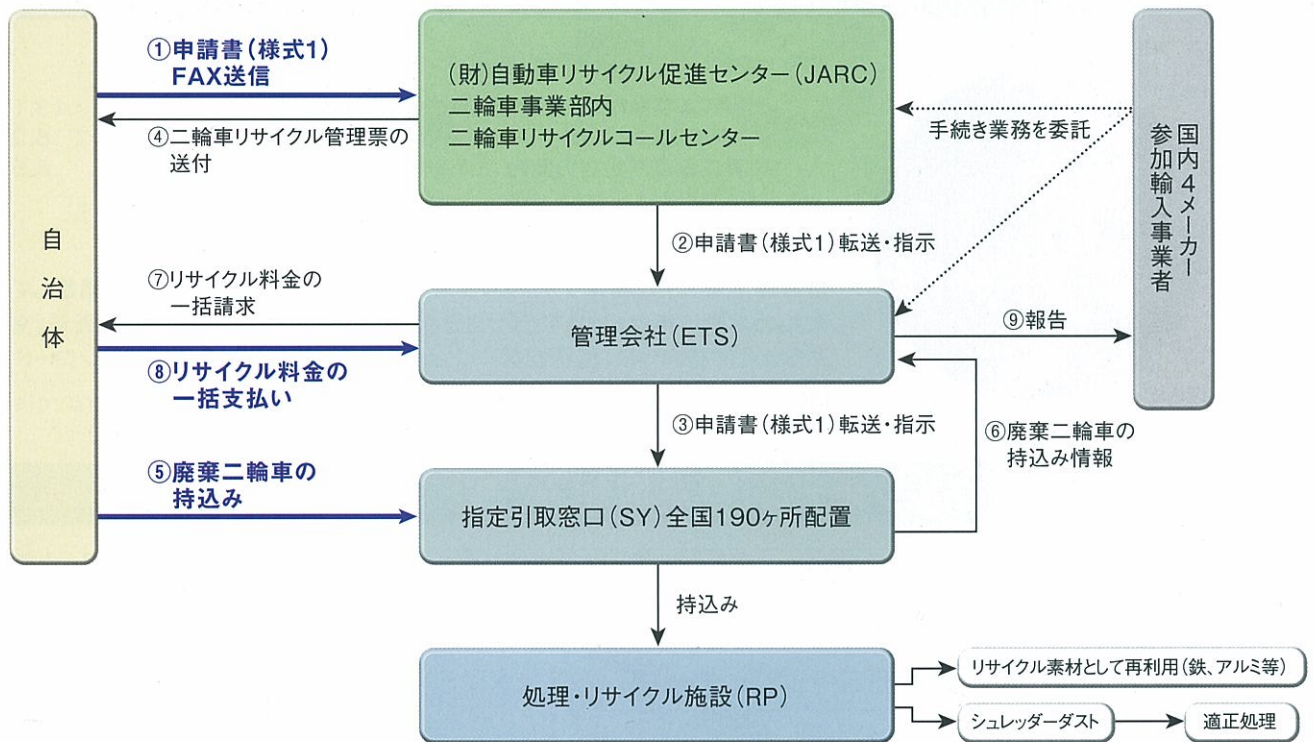


排出の際は必ず、本誌に掲載の「自治体排出 廃棄二輪車受入申請書(様式1)」をコピー、ご記入のうえ、事前にFAXでお送りいただくようお願いします。

- ◆ 自治体排出車両が受入基準を満たす場合、当システムで定める指定引取窓口に持込みをお願いします。  
\*受入基準は次ページの注1)をご参照ください。
- ◆ 廃棄二輪車は、自治体が排出者になっていただくようお願いします。
- ◆ 二輪車リサイクルコールセンターより送付される「二輪車リサイクル管理票」にご記入いただき、指定引取窓口にお持ちください。リサイクル料金は後日、管理会社((株)イーティーソリューションズ、以下ETS\*1)より一括で請求書を発送させていただきます。車両ごとに各メーカー・参加輸入事業者が定める金額を一括でお振込みください。\*2
- \*1) 参加製造事業者等から業務委託を受けた二輪車リサイクルシステム全般の管理業務を行う管理会社です。
- \*2) 事前にETSと自治体との間で「二輪車リサイクル規約(地方公共団体用)」に基づき、利用申込みが必要となります。
- ◆ 「二輪車リサイクル管理票」は、メーカー・参加輸入事業者を特定しながら1台ごとの起票となるため、お手数ですが持込台数と同じ数の管理票の起票をお願いします。



## 廃棄二輪車排出フロー



- ① 本誌の「自治体排出廃棄二輪車受入申請書(様式1)」に必要事項をご記入の上、(財)自動車リサイクル促進センター二輪車事業部(以下、JARC)内二輪車リサイクルコールセンター(以下、CC)宛にFAX送信、申請。
- ② JARCより同申請書を管理会社(ETS)へ転送し、受入れ指示。
- ③ ETSより、指定引取窓口(SY)へ受入れ指示。
- ④ CCより、自治体担当者へ二輪車リサイクル管理票を送付。
- ⑤ 二輪車リサイクル管理票(1台ごと)に必要事項を記入後、SYまで持込む。事前にSYに連絡し、持込み台数・日時について要調整。余った二輪車リサイクル管理票は、ナンバー管理しておりますので、大切に保管願います。(大量排出の場合は、事前に受入れについて調整させていただきます。)
- ⑥ SYより、ETSに持込み情報を報告。
- ⑦ ETSより、持込まれた廃棄二輪車のリサイクル料金を一括請求書にて、自治体担当者へ請求。
- ⑧ リサイクル料金をETSへ一括にて支払い。
- ⑨ ETSは参加製造事業者等へ当該処理を報告。